令和 4 年度屋久島町地域防災計画修正概要

1 緊急輸送道路の確保(県地域防災計画の修正に伴う修正)

災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う記述を追加します。

なお、国や県の計画においては、一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の促進について取り組むこととされていますが、本町では今後の検討課題として整理し、今回の修正ではこの点は反映しないこととします。

[一般編・地震編・津波編・南海トラフ地震防災対策推進計画・火山編]

2 福祉避難所について(福祉避難所の確保・運営ガイドライン(R3.5 改定)による修正)

これまでは二次避難所(福祉避難所)とされており、一般避難所開設の後に福祉避難所を開設しておりましたが、要配慮者が直接避難することができるよう修正します。

また、福祉避難所が適切に運営されるよう、必要な取り組みに関する記述を追加します。

なお、国や県の計画においては、医療的ケアを必要とする方の避難先として福祉避難所を指定し、必要な環境整備を進めることとしておりますが、施設面や人材面等において課題が残るため、本町では今後の検討課題として整理し、今回の修正ではこの点は反映しないこととします。(社会福祉協議会、徳洲会病院と要配慮者の避難について協力関係の協議済)

[一般編]

3 防災行動計画の作成(県地域防災計画の修正に伴う修正)

災害時に適切に行動できるよう、災害時に発生する状況を予め想定し、時系列で整理した防 災行動計画(タイムライン)の作成に努める旨を追加します。

[一般編]

4 防災知識の普及啓発(県地域防災計画の修正に伴う修正)

学校教育における防災知識の普及啓発をより効果的に実施するため、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める旨を追加します。

[一般編]

5 安否不明者に関する情報収集(県地域防災計画の修正に伴う修正)

人的被害について正確な情報を収集するため、県は「災害時における行方不明者等の氏名等の公表方針」(令和4年5月13日)を策定しており、市町村との連携により安否情報を収集・精査することにより、速やかな行方不明者等の絞り込みに努めるとされていることから、必要な記述を追加します。

[一般編]

6 気象防災アドバイザーの活用(県地域防災計画の修正に伴う修正)

避難指示等の発令に際し、その時機を失することなく適切に判断できるよう、国や県等からの助言だけではなく、必要に応じて、専門家からの技術的助言を受けることができる旨の記述を追加します。

[一般編]

7 自主防災組織の結成

永田地区が令和 4 年 8 月 31 日付けで自主防災組織を結成しましたので、時点修正します。 これにより、本町では全集落で自主防災組織が結成されている状況となりました。

〔資料編〕

資料 2		屋久島町地域防災計画【第2編	一般災害対策編】
該当箇所			修正理由
第1章 災害予防 第3節 防災構造化の推進 第3 道路・公園・緑地・空 地等のオープンスペー スの整備 (P23)		断帯 員、物資の緊急輸送、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災に際して延焼遮断 帯としての機能を発揮する。このため、町は災害に強い道路の整備を計画的に推進	国の防災基本計画の修正に伴う修正
第1章 災害予防 第10節 避難体制の整備 第1 指定緊急避難場所及び 指定避難所の指定等 (P30)	(略) (2) 指定避難所等 町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者 入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による 較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者 必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮 させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するためのじられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受ができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能保されるものを指定する。 なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場でに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事情校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	 入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。 ため、また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。 工と 町は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよび、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者 	「福祉避難所の確保・運営ガイドライン (R3.5 改定)」による修正

		屋久島町地域防災計画【第2編	。 一般災害対策編】
該当箇所	現行計画	修 正 案	修正理由
第1章	2 指定避難所の整備	2 指定避難所の整備	国の防災基本計画の修正
災害予防 第10節	町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するため	町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するため	に伴う修正
避難体制の整備	に、換気、照明等の整備に努める。	に、換気、照明等の整備に努める。	
第1	町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイ	町は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、平常時から指定避難所のレイ	
指定緊急避難場所及び 指定避難所の指定等	プライで動脈中を確応してのくこと OIC、芯米が芯白が光上した物白の対心を占め、例及過	アウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担	
(P31)	当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合	当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。また、必要な場合	
	には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	には、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。	
	指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用	指定避難所において救護施設、貯水槽・井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用	
	電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した	電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した	
	施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジ	施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ・ラジ	
	才等の機器の整備を図る。	オ等の機器の整備を図る。 ************************************	
	また、指定避難所において長時間の停電が発生した場合、安否情報等の情報伝達に用いる 通信機器が使用できなくなる恐れがあることから、長時間対応可能な電源を確保するため非	また、 <u>停電時においても施設・設備の機能が確保されるよう</u> 、長時間対応可能な電源を確保するため、再生可能エネルギーの活用も含めた非常用発電機の整備に努める。	
	常用発電機の整備に努める。	株 9 るため、 日本可能エイルイーの活用も含めた 非常用光电機の金幅に劣める。 特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指定避	
	特に、学校施設等においては、電気、水道等のライフラインの寸断や大規模災害による指	難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備等	
	定避難所設置期間の長期化に備えて備蓄倉庫、情報通信設備、貯水槽・井戸、自家発電設備	の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。	
	等の防災機能の向上を図る整備についても考慮しておく。		
第1章	2 指定避難所の運営体制の整備	2 指定避難所の運営体制の整備	国の防災基本計画の修正
災害予防	町は、指定避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、	町は、指定避難所ごとに、運営にあたる管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、	に伴う修正
第10節 避難体制の整備	本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防	本来の施設管理者との連携のもとで、運営における女性の参画を推進し、住民の自主防	
第5	災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの	災組織やボランティア組織と協力して、指定避難所に避難した被災者の実態やニーズの	
指定避難所の収容、運	迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニ	迅速な把握及び指定避難所の効率的な管理運営がなされるよう、「避難所管理運営マニ	
営体制の整備 (P36)	ュアルモデル」(平成 29 年 9 月改正鹿児島県)及び「同モデルの新型コロナウイルス	ュアルモデル」(平成 29 年 9 月改正鹿児島県)及び「同モデルの新型コロナウイルス	
(1.23)	感染症対策指針」(令和3年8月改定)を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、	感染症対策指針」(令和3年8月改定)を参考に、避難所管理運営マニュアルを作成し、	
	指定避難所の管理運営体制の整備に努める。	指定避難所の管理運営体制の整備に努める。	
	町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識	町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知	
	等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的	識等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体	
	に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。	的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。	
	町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に	町は、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に	
	指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努めるものとする。	
	また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保	また、町及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保	
	のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。	のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換に努める。	
	なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症	なお、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症	
	対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含	対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など新型コロナウイルス感染症を含	
	む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。	む感染症対策の観点を取り入れた防災対策に努める。	

		屋久島町地域防災計画【第2編	扁 一般災害対策編】
該当箇所 第1章 災害予防 第15節 その他の災害応急対策 事前措置体制の整備 第6 総合防災力の強化に関する対策 (P46)	復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。	修 正 案 4 予防保全や復旧作業の迅速化に向けた相互連携 町、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。 5 防災行動計画 町及び防災関係機関は、他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画(タイムライン)を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。	修 正 理 由 国の防災基本計画の修正 に伴う修正
第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発 第1 住民に対する防災知識 の普及啓発 (P48)	み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家	2 学校教育・社会教育における防災知識の普及啓発 保育園、幼稚園、小・中学校等における学校教育は、その発達段階に合わせた副読本等や映画・ビデオ等の教材を活用するほか、適宜訓練や防災講習等をカリキュラムに組み込むなど、教育方法を工夫しつつ実施する。また、町は学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行なわれるよう促すとともに、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。 さらに、青少年・女性・高齢者・障害者・ボランティアなどを対象とする社会教育の場での防災教育は、公民館等の各種社会教育施設等を活用するなど、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で、それぞれの属性等に応じた内容や方法を工夫した講習や訓練等を実施する。 いずれの場合も、台風・豪雨等気象現象等に関する基礎的知識、災害の原因及び避難、救助方法等をその内容に組み入れ防災教育の充実を図る。	国の防災基本計画の修正に伴う修正
第1章 災害予防 第16節 防災知識の普及・啓発 第1 住民に対する防災知識 の普及啓発 (P49)	また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか。調査分析結果や各種資料の	3 災害教訓の伝承 町は、過去の大災害の教訓や災害文化を後世へ伝承するための調査分析結果や各種資料の収集・保存、住民及び児童・生徒への周知に努め、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。 また、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか。調査分析結果や各種資料の収集・保存等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。	国の防災基本計画の修正に伴う修正

								屋久	、島町地域防災計		一般災害対策編】
該当箇所		現	行 言	計 画			修	正	案		修正理由
第2章 災害応急対策 第9節 災害情報・被害情報の 収集・伝達 第1 災害情報の収集・伝達 (P84)	査・収集し、県その 速報性を重視する。 なお、人的被害の に必要な情報である 含む。)内で行方不 情報の収集に努める	情報及び所他関係機関状況のうちためとなって担いのとなって担場地のは登地ののはなった。	管に係る被害状況 に通報報告する。 、行方不明者の数 、住民ついて、県警 した者が、他の市 した者とは県(外	を住民の協力を得特に、人命危険に については、捜索にかかわらず、当察等関係機関の協助	・救助体制の検討等 対の区域(海上を対に基づき、正確な でっていることが判 など住民登録の対	査・収集し、県そのは 速報性を重視する。 なお、人的被害のな に必要な情報である。 含む。)内で行方不同 情報の収集に努める。 となる疑いのある者。 のとする。	情報及び所管に係 他関係機関に通報 状況のうち、行方 ため、町は、住民 明となった者につ とともに、要救助 についても、関	報告する。特に 不明者の数につ 登の有無にが 者の迅速な揺力を 係機関の協力を が、他県 の外国人	E民の協力を得て迅速 こ、人命危険に関する いては、捜索・救助 かわらず、当該かの 等関係機関の協力に基 のため、安否不明者 そ得て、積極的に情報 はに住民登録を行って いのうち、旅行者など	情報を優先し 体制の検討等)区域(海上を ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	国の防災基本計画の修正に伴う修正
第2章 災害の 第10節 広第3 そのの関係機関等への の大報のの関係機関等への (P93) 第2章 災第13節 避難 第2 避難 (P100)	について、広報車・ 1 避難指示等の基準	式会社・九// ・町電気課 の被害箇所 防災行政無 と区分 については 、以下の基	州電力株式会社熊 の状況、復旧の見 線及び報道機関等 、対象となる災害 準を参考に、各種	通しをはじめ、公により住民への周 により住民への周 を①暴風災害、② 防災気象情報、鹿	衆感電事故の防止等 知に努める。 上砂災害、③高潮災 見島県土砂災害警戒	熊毛サービスセ 災害による停電等 について、広報車・ について、広報車・ 1 避難指示等の基準 避難指示等の発令 害、④津波災害とし 情報、土砂災害警戒	式会社・九州電力村 ンター)・種子屋の被害箇所の状況 防災行政無線及び と区分 については、対象 、以下の基準を参 監視情報、現地情 又は解除を行う際	久農業協同組合 、復旧の見通し 報道機関等によ を る る る る を を を を を を を を を を し の し し に し る の り き に し る し る し る し る し る し る し る し る し る し	〕暴風災害、②土砂災 気象情報、鹿児島県 総合的に判断して発 で国又は県の他、気	・町電気課 事故の防止等 がある。 と書、③高潮災 は土砂災害警戒 は令する。 は象防災アドバ	分社化に伴う修正 国の防災基本計画の修正 に伴う修正
第2章 災害応急対策 第17節 緊急医療 第1 緊急医療の実施 (P114)	1 DMAT(3) DMATの編イ DMATの向 DMATの向	听在地	(略) 1 (略) :のとおりとする。	(令和2年	3月1日現在)	1 DMAT (3) DMATの編 イ DMATの所 DMATの所		(略) (略) りとする。	_(令和4年3月31	日現在)	時点修正
	施設名 鹿児島市立病院 鹿児島赤十字病院 鹿児島市医師会病院 鹿児島大学病院 鹿児島大学病院	" 5 " #	所在地 上荒田町 37-1 平川町 2545 鴨池新町 7-1 桜ヶ丘 8-35-1 下荒田 3-8-1	電話番号 099-230-700 099-261-211 099-254-112 099-275-511 099-250-111	3 1 2 5 2 1 3	施設名 鹿児島市立病院 鹿児島赤十字病院 鹿児島市医師会病院 鹿児島大学病院 鹿児島徳洲会病院	所在 鹿児島市上荒田町 パ 平川町 パ 鴨池新町 パ 桜ヶ丘 <mark>パ 南栄 5-</mark>	丁 37-1 2545 丁 7-1 8-35-1	電話番号 099-230-7000 099-261-2111 099-254-1125 099-275-5111 099-268-1110	チーム数 3 2 2 3 2	

								屋之	入島町地域防災	《計画【第2編	福 一般災害対策編】
該当箇所		現	行 計	画			修	正	案		修正理由
		~ 略 ~					~ 略 ~				
	米盛病院	鹿児島市与	次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2	米盛病院	鹿児島市与	次郎 1 丁目 7-1	099-230-0100	2	
	鹿児島医療センター	鹿児島市城	山町8番1号	099-223-1151	1	鹿児島医療センター	" 城	山町8番1号	099-223-1151	1	
	指宿医療センター	指宿市十二	町 4145	0993-22-2231	1	指宿医療センター	指宿市十二	町 4145	0993-22-2231	1	
	いまきいれ総合病院	鹿児島市高	麗町 43-25	099-251-1090	1	いまきいれ総合病院	鹿児島市高	麗町 43-25	099-252-1090	1	
	霧島記念病院	霧島市国分	福島1丁目5-19	0995-47-3100	1	霧島記念病院	霧島市国分	福島1丁目5-19	0995-47-3100	1	
	池田病院	鹿屋市下祓	川町 1830 番地	0994-43-3434	1	池田病院	鹿屋市下祓	川町 1830 番地	0994-43-3434	1	
第2章	2 二次避難所(福祉》	産難所等)の開	司 設			2 <u>福祉避難所</u> の開設					「福祉避難所の確保・運
災害応急対策 第19節	(1) 自宅や指定避	難所で生活し	ている高齢者や障害	者等に対し、状況	に応じ社会福祉施	(1) 自宅や指定過	達難所で生活し	ている高齢者や障害	者等に対し、状況に	応じ社会福祉施	営ガイドライン (R3.5 改 定)」による修正
第「9即 指定避難所の運営	設等の二次避難所(ネ	畐祉避難所等)	に収容する。			設等の <u>福祉避難所</u> に	収容する。				たり」による修正
第 1	(2) 二次避難所(福祉避難所等》)を開設したときは	、開設の日時、場	所、避難者の数及	(2) <u>福祉避難所</u>	を開設したとき	は、開設の日時、対	場所、避難者の数及	び開設予定期間等	
指定避難所の開設等 (P121)	び開設予定期間等を、 (3) 二次避難所(Eの様式により、県2) は、資料4−2の。		機関に連絡する 。	を、速やかに所定の (3) <u>福祉避難所</u> は			幾関に連絡する。		
第2章 災害応急対策 第19節 指定避難所の運営 第2 指定避難所の運営管理 (P122)	避難者、住民、自主队 係機関やボランティフ	方災組織等の協		努めるとともに、必		(2) 指定避難所に 避難者、住民、自主 係機関や、 <u>NPO・</u> る。	防災組織等の協	品力を得られるよう		要に応じて防災関	国の防災基本計画の修正に伴う修正
第2章	1 備蓄物資の調達					1 備蓄物資の調達					時点修正
災害応急対策		最、寝具、その)他生活必需品等物	資の供給は町長が 行	テ う 。ただし、災害		服、寝具、そ <i>0</i> .)他生活必需品等物	資の供給は町長が行	う。ただし、災害	
第22節 生活必需品の給与	救助法が適用された均				· · ·	救助法が適用された				,	
第1	また、日本赤十字社	土鹿児島県支部	『も保管物資を放出	する。		また、日本赤十字	社鹿児島県支部	『も保管物資を放出	する。		
生活必需品の調達			(略)					(略)			
(P127)				(令和3	年3月31日現在)				(令和 4 年	F 3 月 31 日現在)	
	備蓄場所		備蓄	内容		備蓄場所		備蓄	内容		
	I用 亩・物 バ	毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート	川田田でのび	毛布	緊急品セット	タオルケット	ブルーシート	
	支部倉庫	1,963 枚	689 個	2, 199 枚	622 枚	支部倉庫	1,733 枚	578 個	2, 266 枚	1,096 枚	
	常備地区	1, 997 枚	958 個	1, 265 枚	1, 163 枚	常備地区	1,943 枚	930 個	1, 263 枚	1, 125 枚	
	計	3, 960 枚	1,647 個	3, 464 枚	1, 785 枚	計	3,676 枚	1,508 個	3,529 枚	2, 221 枚	
					(県防災計画より)				(県防災計画より)	
						L					

									屋久	島町地域防災計画【第2組	編 一般災害対策編】
該 当 箇 所		現	行	計	画			修	正	案	修正理由
第2章 災害応急対策 第24節	3 感染症業務						3 感染症業務				県の地域防災計画の修正 に伴う文言修正
感染症予防、食品衛生、 生活衛生対策	(3) 患者等に対する措置		おいて、感染 基づいた対策		生したときは、感	染症予防	(3) 患者等に対する措置	被災地において、 医療法に基づい		が発生したときは、感染症予防	
第 1 感染症予防対策 (P134)		1				l					
第2章 災害応急対策 第32節 電力施設の応急対策 (P151)	発生し、住民生活に である。	多大な支障が	生じるので、	迅速かつ的確		対応が必要	発生し、住民生活に多 である。	大な支障が生じる	ので、迅速かつ	塔電柱の倒壊、電線の断線等が多数 的確な優先度を考慮した対応が必要	
	このため、町は、電同組合・安房電気利用				電力株式会社・種子 一力供給の確保を図る			電力熊毛サービス	<u>センター)</u> ・種	九州電力株式会社 <mark>及び九州電力送</mark> 子屋久農業協同組合・安房電気利用 る。	

資料3								屋久	、島町地域防災計画	【第3編	地震災害対策編】
該当箇所		現	計	画			修	正	案		修正理由
第2章	表 地震情報(の種類、発表基準、内容	容		<u> </u>	表 地震情報の	の種類、発表基準、内容				文言の修正
地震災害応急対策 第8節	地震情報の 種類	発表基準		内容		地震情報の 種類	発表基準		内容		
地震情報・津波予報 等の収集・伝達 (P193)	震度速報	・震度3以上	域名(全国を 摩、大隅、甑	分半後に、震度3以上を観測した地 : 188 地域に区分: 鹿児島県は、薩 :島、種子島、屋久島、十島村、奄美 部の8地域に区分)と地震の揺れの :報。		震度速報	• 震度 3 以上	域名(全国	1分半後に、震度3以上を観測を188地域に区分:鹿児島県 ・ 188地域に区分:鹿児島県 ・ 188地域に区分: たまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	は、薩力、奄美	
	震源に関する情報		意報 ード)を発表	計所 (震源) やその規模 (マグニチュ さ。「津波の心配がない」または「若 があるかもしれないが被害の心配 け加。		震源に関する情報	・震度3以上(大津波警報、 津波警報または津波注意報 を発表した場合は発表しない)	ード)を発		には「若	
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満た 場合 ・震度3以上	した 地震の発生場 ード)、震度: 震度5以上と また いない地点が	所(震源)やその規模(マグニチュ3以上の地域名と市町村名を『発表。考えられる地域で、震度を入手してぶある場合は、その市町村名を発表。		震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした 場合 ・震度3以上	地震の発生: ード)、震度 た震度を発 震度5以上 いない地点:	場所(震源)やその規模(マク 度3以上の地域名と市町村 <mark>毎の</mark>	○観測し○手して	

資料 4		屋久島町地域防災計画【第4編	津波災害対策編】
該当箇所	現行計画	修正案	修正理由
第1章	1 津波に強いまちの形成	1 津波に強いまちの形成	国の防災基本計画の修正
津波災害予防	(略)	(略)	に伴う新設
第4節	(13) 町は、県との連携のもと、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な	(13) 町は、県との連携のもと、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な	
津波災害防止対策の	市街地等と主要幹線道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワー	市街地等と主要幹線道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワー	
推進	クシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとす	クシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとす	
第 1	る。	る。	
津波災害に強いまち	(新設)	(14) 町は、津波に関する防災教育、訓練、津波からの避難の確保等を効果的に実施する	
づくり		ため、津波対策にデジタル技術を活用するよう努めるものとする。	
(P210)			
第1章	2 避難関連施設の整備	2 避難関連施設の整備	国の防災基本計画の修正
津波災害予防	(略)	(略)	に伴う新設
第4節	(4) 町は、県との連携のもと、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難	(4) 町は、県との連携のもと、住民が徒歩で確実に安全な場所に避難できるよう、避難	
津波災害防止対策の	路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮	路・避難階段を整備し、その周知に努めるとともに、その安全性の点検及び避難時間短縮	
推進	のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差	のための工夫・改善に努める。なお、避難路の整備に当たっては、地震の揺れによる段差	
第 1	の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考	の発生、避難車両の増加、停電時の信号滅灯などによる交通渋滞や事故の発生等を十分考	
津波災害に強いまち	慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により	慮するとともに、地震による沿道建築物の倒壊、落橋、土砂災害、液状化等の影響により	
づくり	避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。	避難路等が寸断されないよう耐震化対策を実施し、安全性の確保を図る。	
(P210)	(新設)	(5) 町は、地域の特性応じた避難施設、避難路等の整備の推進に配慮するよう努める	
		ものとする。	
第1章	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	1 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定	福祉避難所の確保・運営
津波災害予防	(略)	(略)	ガイドライン(R3.5改定)
第15節	(2) 指定避難所	(2) 指定避難所	による修正
避難体制の整備	町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受	町は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受	
第 2	け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響	け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影	
指定緊急避難場所及	が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。	響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。	
び指定避難所の指定	また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者のた	また、指定避難所内の一般スペースでは生活することが困難な障害者等の要配慮者の	
等	め、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮者	ため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努めるものとし、福祉避難所として要配慮	
(P218)	を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための	者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するた	
	措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支援を	めの措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が、相談等の支	
	受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が	援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な	
	可能な限り確保されるものを指定する。	居室が可能な限り確保されるものを指定する。	
	なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であるこ	町は、福祉避難所について、受入を想定していない避難者が避難してくることがないよ	
	とに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、	う、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、福祉避難所	
	避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前	で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避	
	に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難ができるよう努めるものとする。	
	町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識	なお、町は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であるこ	
	等の普及に努めるものとする。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に	とに配慮するとともに、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、	
	指定避難所を運営できるように配慮するよう努めるものとする。	避難者の範囲と規模、運営方法、管理者への連絡体制、施設の利用方法等について、事前	
		に学校・教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。	
		町は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知	

									屋	久島町地域防災計画【第4編	扁 津波災害対策編】
該当箇所		現	行	計	画			修	正	案	修正理由
								努めるものとする。この際 所を運営できるように配慮		への普及に当たっては、住民等が主体 努めるものとする。	
第1章 津波災害予防 第15節 避難体制の整備 第2 指定緊急避難場所及 び指定避難所の指定 等	めに、 りに、 りに、 りに、 りに、 がは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 で	の整備 避難所となる施設に 選明の大電子の大型での大型でででででででででででででででででででででででででででででででで	i	る。 井戸、仮空 カほっった 大生と が災 大きる 大きる 大きる 大きる 大きる 大きる 大きる 大きる	イレ、マット、管 洋式トイレなど要 る災害情報の入手 安否情報等の情報 間対応可能な電源 ラインの寸断や大 報通信設備、貯水	別ので、非要配慮者にも配っている。 はな達に用いる。 はを確保するたまを確保がまた。 は、規模災害による。	めに、換気、 指定避難所に 常用電がます。 で・ラジオ等に また、 を確保するとで を確に、避難所に る指定避難所に	避難所となる施設について 照明等の設備の整備に努め こおいて救護施設、防水相 星携帯電話等の通信機器等 設備の整備に努めるととも の機器の整備を図る。 時においても施設・設備の め、再生可能エネルギーの 施設等においては、電気、	かる。 曹、井戸、代 等のに、被 を が を が で が 能 が で が で が で が で が で が で が で が で が が が で が が が が が が が が が が が が が	こ応じ、良好な生活環境を確保するた 反設トイレ、マット、簡易ベッド、非 空調、洋式トイレなど要配慮者にも配 者による災害情報の入手に資するテレ 場合ないではないではないではないです。 のた。 ライフラインの寸断や大規模災害によ す、情報通信設備、貯水槽・井戸、自 でも考慮しておく。	
第2章 津波災害応急対策 第8節 津波警報・津波情報	1 津波及び地 (2) 地震情報 気象庁が発表する	震に関する情報の勢	発表 の表に示す		NEC 0 0 0 0 0 0		(2) 地震情報 気象庁が発表する	震に関する情報の発表 る地震情報を以下の表に示 の種類、発表基準、内容	きす。		文言の修正
等の収集・伝達	地震情報の種類	発表基準			内容		地震情報の	発表基準		内容	
気象庁による津波警 報等、津波及び地震 に関する情報の発表 (P228)	震度速報	・震度3以上		域名(全国を主撃、大隅、甑島	分半後に、震度3以上 188 地域に区分:鹿 島、種子島、屋久島、 『の8地域に区分)と:	児島県は、薩十島村、奄美	震度速報	・震度3以上	域名(全摩、大阳北部、奄	E約1分半後に、震度3以上を観測した地 全国を188地域に区分: 鹿児島県は、薩 場、甑島、種子島、屋久島、十島村、奄美 美南部の8地域に区分) と地震の揺れの 別を速報。	
	震源に関する情報	・震度3以上(大津津波警報または津を発表した場合はい)	波注意報	ード)を発表。	所(震源) やその規模 「津波の心配がない があるかもしれない。 け加。	」または「若	震源に関する情報		報 ード)をな 干の海面	生場所(震源)やその規模(マグニチュ ・発表。「津波の心配がない」または「若 面変動があるかもしれないが被害の心配 旨を付加。	
	震源・震度に関する情報	以下のいずれかを 場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波 は注意報発表時 ・若干の海面変動が る場合 ・緊急地震速報(警 表した場合	を警報また ぶ予想され	ード)、震度3月 震度5以上と考 いない地点があ	所 (震源) やその規模 以上の地域名と市町村 考えられる地域で、震 ある場合は、その市町	対名を『発表。 度を入手して	震源・震度に関する情報	場合 ・震度3以上	ード)、 <u>た震度を</u> 震度5以 いない地	整生場所(震源)やその規模(マグニチュ震度3以上の地域名と市町村毎の観測し発表。 以上と考えられる地域で、震度を入手して地点がある場合は、その市町村名を発表。	

										屋夕	、島町地域防災計画【第4	編津波	7災害対策編】
該当箇所		現	行	計	画			但	\$	正	案	值	多正理由
第2章	(3)	大津波警報、津波警報、	津波注意報				(3)	大津波警報、津波警報、	津波注意報			文言の	修正
津波災害応急対策	ア	大津波警報、津波警報	服、津波警報の	発表等			7	大津波警報、津波警報	段、津波警報(の発表等			
第8節		気象庁は、地震が発生	Eした時は地震	の規模や位置	量を即時に推	定し、これらをもとに		気象庁は、地震が発生	した時は地震	 夏の規模や	立置を即時に推定し、これらをもる	- KZ	
津波警報・津波情報		沿岸で予想される津波の	の高さを求め、	津波による災	災害の発生が	予想される場合には、		沿岸で予想される津波の	う高さを求め、	津波によ	る災害の発生が予想される場合に	は、	
等の収集・伝達		地震が発生してから約:	3分を目標に大	津波警報、津	は波警報また	は津波注意報(以下こ		地震が発生してから約	3分を目標に	大津波警報	、津波警報または津波注意報(以一	72	
第 1		れらを「津波警報等」	という)を発表	する。				れらを「津波警報等」。	:いう) を <u>津</u>	皮予報区単	<u>位で</u> 発表する。		
気象庁による津波警		津波警報等とともに多	発表される津波	の高さは、近	通常は数値で	発表する。		津波警報等とともに多	ě表される津	皮の高さは	、通常は <u>5段階の</u> 数値で発表する	0	
報等、津波及び地震		ただし、地震の規模	(マグニチュー	ド) が8を超	えるような	三大地震は地震の規模		ただし、地震の規模(マグニチュー	-ド) が8を	と超えるような巨大地震は地震の無	見模	
に関する情報の発表		を数分内に精度よく推定	定することが困	難であること	とから、推定	した地震の規模が過小		を数分内に精度よく推済	定することが	困難である	ことから、推定した地震の規模な	過	
(P230)		に見積もられているお	それがある場合	は、予想され	る津波の高	さを定性的表現で発表		小に見積もられている	3それがある	場合は、予	想される津波の高さを定性的表現	見で	
		する。予想される津波の	高さを定性的	表現で発表し	た場合は、地	地震発生からおよそ 15		発表する。予想される津	波の高さを覚	至性的表現~	で発表した場合は、地震発生からは	は	
		分程度で、正確な地震規	見模を確定し、そ	その地震規模	から予想され	れる津波の高さを数値		そ 15 分程度で、正確な	地震規模を確	定し、その)地震規模から予想される津波の高	うさ	
		で示した更新報を発表す	する。					を数値で示した更新報	を発表する。				
		なお、大津波警報は特	寺別警報に位置	づけられる。				なお、大津波警報は特	特別警報に位置	置づけられ	る。		
第2章	(4)	津波情報					(4)	津波情報				表(文	言) の削除 (津波に
津波災害応急対策	,	ア 津波情報の発表等						ア 津波情報の発表等				関する	るその他必要事項
第8節		津波警報等を発表した	場合には、津流	皮の到達予想	時刻や予想	される津波の高さなど		津波警報等を発表した	場合には、津	波の到達予	⁵ 想時刻や予想される津波の高さ7	などは、地	!震情報等に含めて
津波警報・津波情報		を津波情報で発表する。						を津波情報で発表する。				発表す	るため)
等の収集・伝達			表 津波情報の	種類と発表	内容		l	ţ	支 津波情報	の種類と発	表内容		
第 1		情報の種類		Þ	內 容			情報の種類			内 容		
気象庁による津波警		津波到達予想時刻・予想さ	各津波予報区の	到達予想時刻	や予想される酒	津波の高さを5段階(メ		津波到達予想時刻・予想さ	各津波予報区	の到達予想時	持刻や予想される津波の高さを5段階(<i>)</i>	×	
報等、津波及び地震		れる津波の高さに関する	ートル単位) ま	たは2種類の気	定性的表現で発	表 [発表される津波の		れる津波の高さに関する	ートル単位)	または2種類	夏の定性的表現で発表 [発表される津波の	カー	
に関する情報の発表		情報	高さの値は、表	(津波警報等の)種類と発表さ	れる津波の高さ等)参	津	情報	高さの値は、	表(津波警報	等の種類と発表される津波の高さ等)		
(P231)	津		照]				油油		照]				
	波	各地の満潮時刻・津波到達	主な地点の満潮	時刻や津波の	到達予想時刻を	光発表	信	各地の満潮時刻・津波到達	主な地点の満	潮時刻や津波	皮の到達予想時刻を発表		
	情	予想時刻に関する情報					型 報	予想時刻に関する情報					
	報	津波観測に関する情報	沿岸で観測した	津波の時刻や	高さを発表(※	1)		津波観測に関する情報	沿岸で観測し	た津波の時刻	引や高さを発表(※1)		
		沖合の津波観測に関する	沖合で観測した	津波の時刻や	高さ、及び沖合	の観測地から推定され		沖合の津波観測に関する	沖合で観測し	た津波の時刻	別や高さ、及び沖合の観測地から推定され	ı	
		情報	る沿岸での津波	の到達時刻や	高さを津波予幸	服区単位で発表 (※2)		情報	る沿岸での津	波の到達時刻	別や高さを津波予報区単位で発表(※2)		
		津波に関するその他の情	津波に関するそ	の他必要な事具	項を発表		(※1)	津波観測に関する情報の発表▷	羽容について			文言の	修正
		<u>報</u>						・沿岸で観測された津波の第1	波の到達時刻。	と押し引き、	及びその時点 <u>までに観測された</u> 最大波	の観	
	(※1)蒼	≢波観測に関する情報の発表₽	内容について					測時刻と高さを発表する。					
	•	沿岸で観測された津波の第1	一波の到達時刻と	押し引き、及び	バその時点にお	ける最大波の観測時刻と		・最大波の観測値については、	観測された津波	皮の高さが低	い段階で数値を発表することにより避難	誰を	
		高さを発表する。					金	屯らせるおそれがあるため、当	該津波予報区は	こおいて大津	波警報又は津波警報が発表中であり観	則さ	
		最大波の観測値については、	観測された津波の	の高さが低い段	と階で数値を発	表することにより避難を	<i>\frac{1}{2}</i>	1た津波の高さが低い間は、数	値ではなく「額	見測中」の言	葉で発表して、津波の到達中であるこ	とを	
	鈷	甚らせるおそれがあるため、当	á該津波予報区に2	おいて大津波警	幹報又は津波警	報が発表中であり観測さ	信	云える。					
	1	ıた津波の高さが低い間は、数	女値ではなく 「観測	則中」の言葉で	発表して、津	波の到達中であることを	(※2)	冲合の津波観測に関する情報の	発表内容につい	ハて		文言の	修正
	亿	云える。						・沖合で観測された津波の第1	波の観測時刻。	と押し引き、	その時点 <u>までに観測された</u> 最大波の観	則時	
	(※2)剂	中合の津波観測に関する情報の	の発表内容につい	て			刻]と高さを観測点ごとに、及び	これらの沖合の	観測値から推	推定される沿岸での推定値 (第1波の到:	幸 時	
		沖合で観測された津波の第1	一波の観測時刻と	押し引き、その	つ時点における	最大波の観測時刻と高さ	刻	」、最大波の到達時刻と高さを	津波予報区単位	で発表する。			

								屋久島	問地域防災計画	【第4編	津波災害対策編】
該当箇所		現 行	計	画			修	正	案		修正理由
	を観測点ごとに、Д	及びこれらの沖合の観測値か	ら推定される沿	岸での推定値(第1波の到	達時刻、最大	・最大波の観測値	及び推定値については、観測	された津波の高	さや推定される津波の高	さが低い段階	
	波の到達時刻と高	さを津波予報区単位で発表す	る。			で数値を発表するこ	ことにより避難を鈍らせるお	それがあるため	、当該津波予報区において	て大津波警報	
	・最大波の観測値	I及び推定値については、観測	削された津波の高	高さや推定される津波の高	さが低い段階	または津波警報が多	Ě表中であり沿岸で推定され	る津波の高さが	低い間は、数値ではなく	観測中」(沖	
	で数値を発表する。	ことにより避難を鈍らせるお	それがあるため	、当該津波予報区において	大津波警報ま	合での観測値)また	上は「推定中」(沿岸での推定	至値)の言葉で発	表して、津波が到達中で	あることを伝	
	たは津波警報が発	表中であり沿岸で推定される	津波の高さが低	い間は、数値ではなく「阉		える。					
	での観測値)またり	は「推定中」(沿岸での推定値	直)の言葉で発え	長して、津波が到達中であ	ることを伝え	・ただし、沿岸か	らの距離が 100km を超える	ような沖合の観	則点では、 <u>津波</u> 予報区と⊄	対応付けが	
	る。					困難となるため、	沿岸での推定値は発表しない	。また、観測値	についても、より沿岸に減	丘く予報区と	
	・ただし、沿岸か	らの距離が 100km を超える	ような沖合の観	測点では、予報区との対応	が日難	の対応付けができ、	ている他の観測点で観測値や	推定値が数値で	発表されるまでは「観測の	中」と発表す	
	となるため、沿岸	での推定値は発表しない。ま	た、観測値につ	いても、より沿岸に近く	予報区との対	る。					
	応付けができてい	る他の観測点で観測値や推定	医値が数値で発表	されるまでは「観測中」と	と発表する。						
第2章	表最大波の観測	値及び推定値の発表内容	ド (沿岸から 1	00km 程度以内にある沖	中合の観測	表 最大波の観測	値及び推定値の発表内容	!(沿岸から 10	00km 程度以内にある沖	中合の観測	文言の修正
津波災害応急対策			点)					点)			
第8節	発表中の津波警報等	発表基準		発表内容		発表中の津波警報等	発表基準		発表内容		
津波警報・津波情報	大津波警報	沿岸で推定される津波の	沖合での観測	値、沿岸での推定値とも数	で発表	大津波警報	沿岸で推定される津波の	沖合での観測値	直、沿岸での推定値とも数	値で発表	
等の収集・伝達		高さ>3 m					高さ>3 m				
第 1		沿岸で推定される津波の	沖合での観測	値を「観測中」、沿岸での推	定値は「推		沿岸で推定される津波の	沖合での観測値	直を「観測中」、沿岸での推	定值 <u>を</u> 「推	
気象庁による津波警		高さ≦3 m	定中」と発表				高さ≦3 m	定中」と発表			
報等、津波及び地震	津波警報	沿岸で推定される津波の	沖合での観測	値、沿岸での推定値とも数	な値で発表	津波警報	沿岸で推定される津波の	沖合での観測値	直、沿岸での推定値とも数	値で発表	
に関する情報の発表		高さ>1 m					高さ>1 m				
(P232)		沿岸で推定される津波の	沖合での観測	値を「観測中」、沿岸での推	定値は「推		沿岸で推定される津波の	沖合での観測値	直を「観測中」、沿岸での推	定値 <u>を</u> 「推	
		高さ≦1 m	定中」と発表				高さ≦1 m	定中」と発表			
						_		1			

資料 5											屋	久島町地域	防災計画【資料
該当箇所			現	行 計	画				修	正	案		修正理由
1 — 5					(令和4	4年3月1日現在)					_(令和5	年3月1日現在)	時点修正
自主防災組織	地区名	組織数	自主防災組織	自主防災組織	組織されている	組織率	地区名	組織数	自主防災組織	自主防災組織	組織されている	組織率	
(P6)		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の管内人口	の管内世帯数	地域の世帯数	(%)		1,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	の管内人口	の管内世帯数	地域の世帯数	(%)	
	長峰	1	413	230	230	100.0	長峰	1	397	215	215	100.0	
	小瀬田	1	413	217	217	100.0	小瀬田	1	411	221	221	100.0	
	椨川	1	114	56	56	100.0	椨川	1	<u>106</u>	<u>58</u>	<u>58</u>	100.0	
	楠川	1	402	221	221	100.0	楠川	1	407	227	227	100.0	
	宮之浦	1	2, 815	1,460	1, 460	100.0	宮之浦	1	<u>2, 784</u>	<u>1461</u>	<u>1461</u>	100.0	
	志戸子	1	297	166	166	100.0	志戸子	1	<u>282</u>	<u>164</u>	164	100.0	
	一湊	1	521	316	316	100.0	一湊	1	<u>517</u>	<u>311</u>	311	100.0	
	吉田	1	133	75	75	100.0	吉田	1	<u>130</u>	<u>74</u>	<u>74</u>	100.0	
	永田	1	383	227	0	0	永田	1	<u>360</u>	<u>221</u>	<u>221</u>	<u>100. 0</u>	
	本村	1	106	64	64	100.0	本村	1	<u>96</u>	<u>62</u>	<u>62</u>	100.0	
	湯向	1	10	7	7	100.0	湯向	1	10	<u>8</u>	8	100.0	
	永久保	1	132	75	75	100.0	永久保	1	130	<u>76</u>	<u>76</u>	100.0	
	船行	1	244	135	135	100.0	船行	1	234	<u>126</u>	<u>126</u>	100.0	
	松峰	1	535	277	277	100.0	松峰	1	<u>523</u>	<u>280</u>	280	100.0	
	安房	1	952	532	532	100.0	安房	1	934	<u>526</u>	<u>526</u>	100.0	
	春牧	1	918	469	469	100.0	春牧	1	902	<u>472</u>	472	100.0	
	平野	1	264	150	150	100.0	平野	1	<u>258</u>	<u>149</u>	<u>149</u>	100.0	
	高平	1	163	84	84	100.0	高平	1	<u>163</u>	<u>85</u>	<u>85</u>	100.0	
	麦生	1	286	164	164	100.0	麦生	1	280	<u>163</u>	<u>163</u>	100.0	
	原	1	460	232	232	100.0	原	1	<u>455</u>	<u>237</u>	237	100.0	
	尾之間	1	711	416	416	100.0	尾之間	1	710	410	410	100.0	
	小島	1	179	92	92	100.0	小島	1	<u>186</u>	99	99	100.0	
	平内	1	656	348	348	100.0	平内	1	632	<u>350</u>	<u>350</u>	100.0	
	湯泊	1	189	110	110	100.0	湯泊	1	<u>180</u>	<u>109</u>	<u>109</u>	100.0	
	中間	1	200	115	115	100.0	中間	1	<u>205</u>	<u>115</u>	<u>115</u>	100.0	
	栗生	1	432	260	260	100.0	栗生	1	410	<u>255</u>	<u>255</u>	100.0	
ļ	合 計	26	11, 928	6, 498	6, 271	96. 5	合 計	26	<u>11, 702</u>	6, 474		100.0	